

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年4月10日

世田谷区

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

本庁舎等整備基本構想策定に係る調査研究・会議運営支援等業務委託

#### (2) 目的

区では、平成26年3月に、本庁舎等整備の基本的方針となる、本庁舎等整備方針（以下「整備方針」という。）を策定した。

本業務は、整備方針において、基本構想の中で検討していくこととされた項目について、調査・検討し、平成26年度中に基本構想（中間まとめ）としてとりまとめるものである。

\*本業務における「基本構想」には、「基本計画」も含まれる。

#### (3) 業務内容

- 1) 本庁舎の規模の試算
- 2) 本庁舎等の配置の複数シミュレーション比較
- 3) 事業手法の比較・検討
- 4) 設計・施工事業者選定手法の比較・検討
- 5) 区が設置する庁舎計画推進委員会及び同検討部会、同ワーキンググループ（複数設置）の運営支援
- 6) 区民意向の把握
- 7) 基本構想（中間まとめ）案及び同概要版の作成・印刷
- 8) 基本構想（中間まとめ）及び同概要版の作成・印刷
- 9) 各種資料の作成・印刷
- 10) 報告書の作成・印刷
- 11) その他基本構想（中間まとめ）の作成にあたり必要な調査・検討

#### (4) 履行期間

契約日から平成27年3月31日まで

### 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」または「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がAまたはBのもの。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (6) 平成26年4月から過去10年間で、官公庁において、当該事業と同種業務の受託実績を有すること。

**【同種業務】**

国または地方公共団体の庁舎整備に係る基本構想（または基本計画）の策定支援業務

**3 提案書の提出者を選定するための基準**

上記「2 参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

**4 提案書を特定するための評価基準**

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 予定担当者実績（担当者資格、実務実績）
- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 業務の実施方針及び実施手法等（業務内容の理解、実現性と説得力）
- (5) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (6) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション能力）
- (7) 見積金額の妥当性

**5 手続等**

(1) 担当部課

世田谷区総務部庁舎計画担当課（担当：菊島、村松）

所在地：154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27（第1庁舎3階）

電話：03-5432-2088 FAX：03-5432-3000

Eメール：SEA01036@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

平成26年4月10日（木）から平成26年4月24日（木）まで

2) 場所及び方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/730/d00132069.html>

②上記（1）にて窓口配布（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

1) 期限 4月24日（木）午後5時必着

- 2) 場 所 上記(1)担当部課
- 3) 方 法 直接持参による
- (4) 提案書等の提出期限、場所及び方法
  - 1) 期 限 5月9日(金)午後5時必着
  - 2) 場 所 上記(1)担当部課
  - 3) 方 法 直接持参による

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有  
件 名：本庁舎等整備基本構想策定支援業務委託（平成27年度）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.(1)
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。